

○納入場所について

下記の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行・郵便局で納めてください。

市外の本店、支店でも納入できます。

※金融機関名称等については、統廃合、合併等により変更される場合があります。

- | | |
|-----------|-----------|
| ・三菱UFJ銀行 | ・静岡銀行 |
| ・清水銀行 | ・十六銀行 |
| ・大垣共立銀行 | ・あいち銀行 |
| ・名古屋銀行 | ・三十三銀行 |
| ・浜松磐田信用金庫 | ・豊橋信用金庫 |
| ・岡崎信用金庫 | ・豊川信用金庫 |
| ・蒲郡信用金庫 | ・イオ信用組合 |
| ・信用組合愛知商銀 | ・豊橋商工信用組合 |
| ・東海労働金庫 | ・豊橋農業協同組合 |

・ゆうちょ銀行または郵便局

東海4県(愛知、岐阜、三重、静岡)に所在するゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。

東海4県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入するときは、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。なお、すでに利用されている場合は、本年度も引き続き利用できますので、再提出の必要はありません。

令和 年 月 日

店長（郵便局長）様

豊橋市長 長坂 尚登



指定通知書

貴店(貴局)を当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)の払込みの取扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定しましたので通知します。

記

1. 認可番号 貯業－第162号 (昭和58年2月7日)
2. 口座番号 00860－3－960423
3. 加入者の名称 豊橋市取扱者 豊橋市会計管理者
4. 取りまとめ店 ゆうちょ銀行名古屋貯金事務センター

〒469-8794